

広島県告示第四百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第九条の規定によつて、牛、豚、めん羊及び山羊飼養者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成二十二年五月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

本県における口蹄疫（い）の侵入防止

二 実施する区域

県内全域の牛、豚、めん羊及び山羊飼養農場

三 実施の期日

平成二十二年五月十四日から平成二十二年五月三十一日まで

四 消毒方法

消石灰を農場内の外部車両が停止する場所に散布する。

農場出入り口には、消石灰を溶解した踏み込み消毒槽を設置する。

ただし、消石灰による消毒と同等の効果と認められる方法による消毒も認める。